



うわじま牛鬼 © カナヘイ

国民年金のおはなし



平成29年度の年金事情



■老齢年金の受給資格期間の短縮

平成29年8月から、老齢年金を受給するために必要な資格期間が、25年から10年に短縮されます。詳しくは、お問い合わせください。



【受給対象者は誰ですか？】

次の人は、平成29年8月1日の施行日に老齢基礎年金や特別支給の老齢厚生年金などの受給権が発生します。

施行日時点で

- ▶年金加入期間が10年以上ある65歳以上の人
 - ▶年金加入期間が10年以上あり、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある60歳(男性は62歳)～64歳の人
- *施行日以後に受給要件に該当する人は、該当した日に受給権が発生します。



【どのような手続きが必要ですか？】

日本年金機構が把握している年金記録において、年金の加入期間が10年以上の人には、日本年金機構から「年金請求書」を送付します。年金請求書が届いたら、説明書きにしたがって必要事項を記入して、必要書類とともに年金事務所などに提出ください。

年金請求書は平成29年2月末～7月にかけて順次送付予定です

（相談の予約受付について）

今回の案内により年金事務所などでの相談による混雑が予想されます。そこで、相談の予約受付を予定しています。予約することでみなさんの都合に合わせたスムーズな相談が可能になりますので、活用ください。

【受給できる年金額はどうなりますか？】

老齢基礎年金の年金額は保険料を納めた期間や免除の期間によって決まるため、1人ひとりで年金額が変わります。また、老齢厚生年金についてもそれぞれの加入期間や過去の標準報酬額に応じて年金額が変わります。

【いつから受給できますか？】

年金は受給権発生翌月分から支払われます。平成29年8月1日に受給権が発生する人への最も早い支払いは、10月(9月分)です。その後は、原則、偶数月に年金が支払われます。



【平成29年度国民年金保険料】

16,490円 / 1 ヶ月

前納など納付方法により金額が変わります。
詳しくは、お問い合わせください。



【問合せ先】

月～金（祝日をのぞく）
午前8時30分～午後5時15分

宇和島年金事務所
代表 ☎22 - 5440

宇和島市役所 市民課
国民年金係 ☎24 - 1111
内線2133